

第4章 ごみ処理基本計画

1. 基本方針

総合計画では、「ひと みず みどり 市民総参加で飛躍するまち・北近畿新時代へ和のちから輝く 京丹後」を目指す将来像とし、それに向けて、次の7つのまちづくりの目標を掲げている。

- ①歴史・文化、地場産業等の地域資源を活かしたまち
 - ②美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち
 - ③健やかで生きがいのある暮らしを実現するまち
 - ④安全で安心して暮らせるまち
 - ⑤お互いに支え合い、助け合うまち
 - ⑥次代を担う子どもたちが「学び」を通じて夢をいただき、いきいきと成長するまち
 - ⑦誰もが幸福をますます実感できる市民総幸福のまち
- この目標を受けて、本計画」の基本方針を以下のように定める。

この目標を受けて、本計画の基本方針を以下のように定める。

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するまち

美しいふるさとの自然環境を守り次代に継承するためには、市民一人ひとりが地球市民としての自覚を持ち行動することが必要である。市民・事業者・行政が一体となって、暮らしの中で環境保全意識を醸成し、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」の推進に努め、いのちが輝き、資源が循環する自然と共生した環境循環都市を目指す。

2. 将来人口の推計

総合計画では、将来人口の推計は国勢調査による人口を基に、国立社会保障・人口問題研究所が発表するコーホート要因法による将来人口推計が採用されている。

しかしながら、平成22年に行われた国勢調査による実績値と、住民基本台帳における本市人口には、2,200人程度のかい離があることに加え、廃棄物処理施策に関しては、国及び京都府等への毎年の実績報告は、住民基本台帳による人口を基に行っていることから、本計画における将来人口推計については、住民基本台帳による人口を基に国立社会保障・人口研究所が発表するコーホート要因法による将来人口推計を採用する。

- ・総合計画との本計画の将来人口推計方法の違いを表4-2-1に示す。
- ・参考として、総合計画と本計画におけるそれぞれの推計値を図4-2-1に示す。
- ・本計画で採用する平成13～41年度の人口推計を表4-2-2及び図4-2-2に示す。

表 4-2-1 総合計画と本計画の将来人口推計方法の違い

総合計画	「国勢調査」を基にし、 コーホート要因法を用いて推計 (国立社会保障・人口問題研究所発表)
本計画	「住民基本台帳の人口」を基にし、 コーホート要因法を用いて推計

図 4-2-1 総合計画と本計画におけるそれぞれの推計値

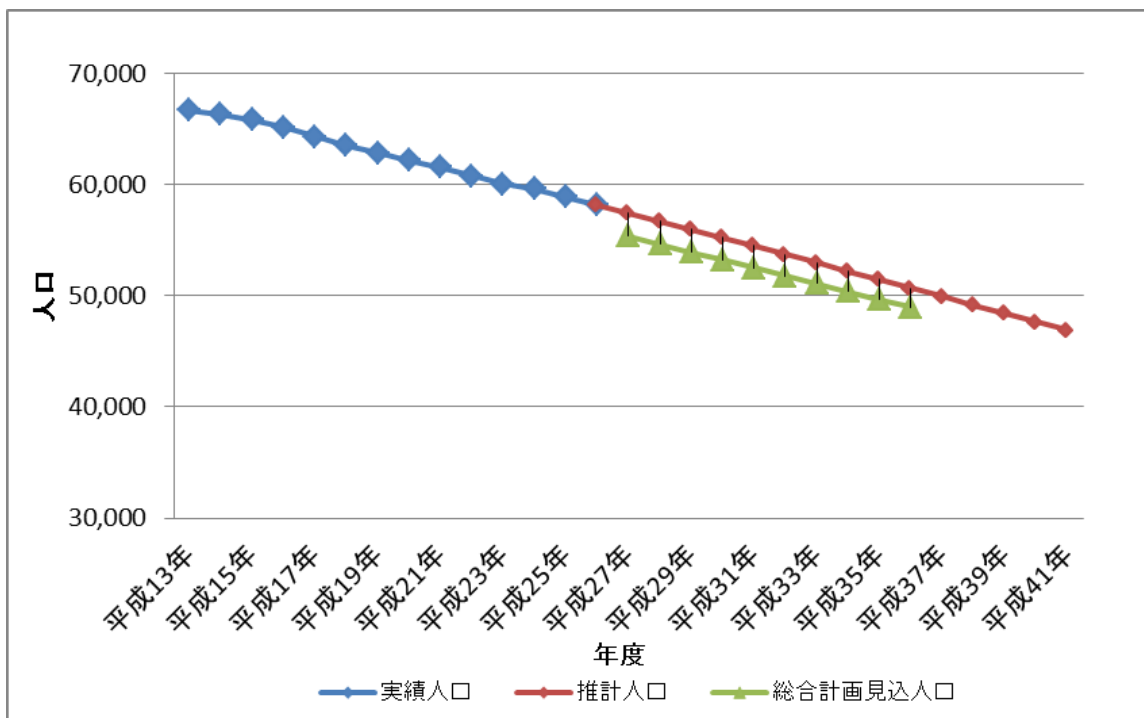
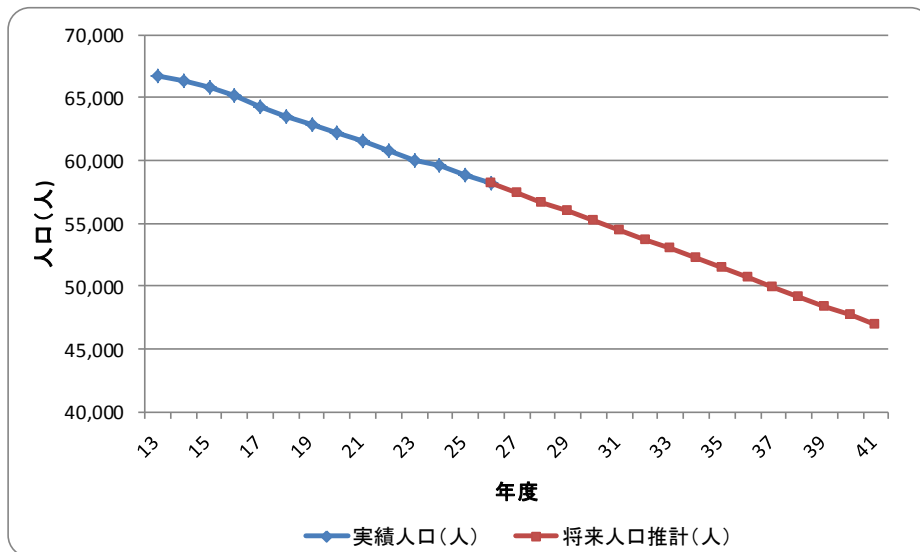


表 4-2-2 本計画で採用する平成 13～41 年度の人口推計

実績	平成13年	66,689
	平成14年	66,315
	平成15年	65,822
	平成16年	65,129
	平成17年	64,289
	平成18年	63,521
	平成19年	62,828
	平成20年	62,172
	平成21年	61,592
	平成22年	60,784
	平成23年	60,070
	平成24年	59,633
	平成25年	58,881
推計	平成26年	58,156
	平成27年	57,431
	平成28年	56,707
	平成29年	55,982
	平成30年	55,257
	平成31年	54,492
	平成32年	53,727
	平成33年	52,962
	平成34年	52,197
	平成35年	51,432
	平成36年	50,675
	平成37年	49,918
	平成38年	49,161
	平成39年	48,404
	平成40年	47,647
	平成41年	46,885

図 4-2-2 本計画で採用する平成 13～41 年度の人口推計



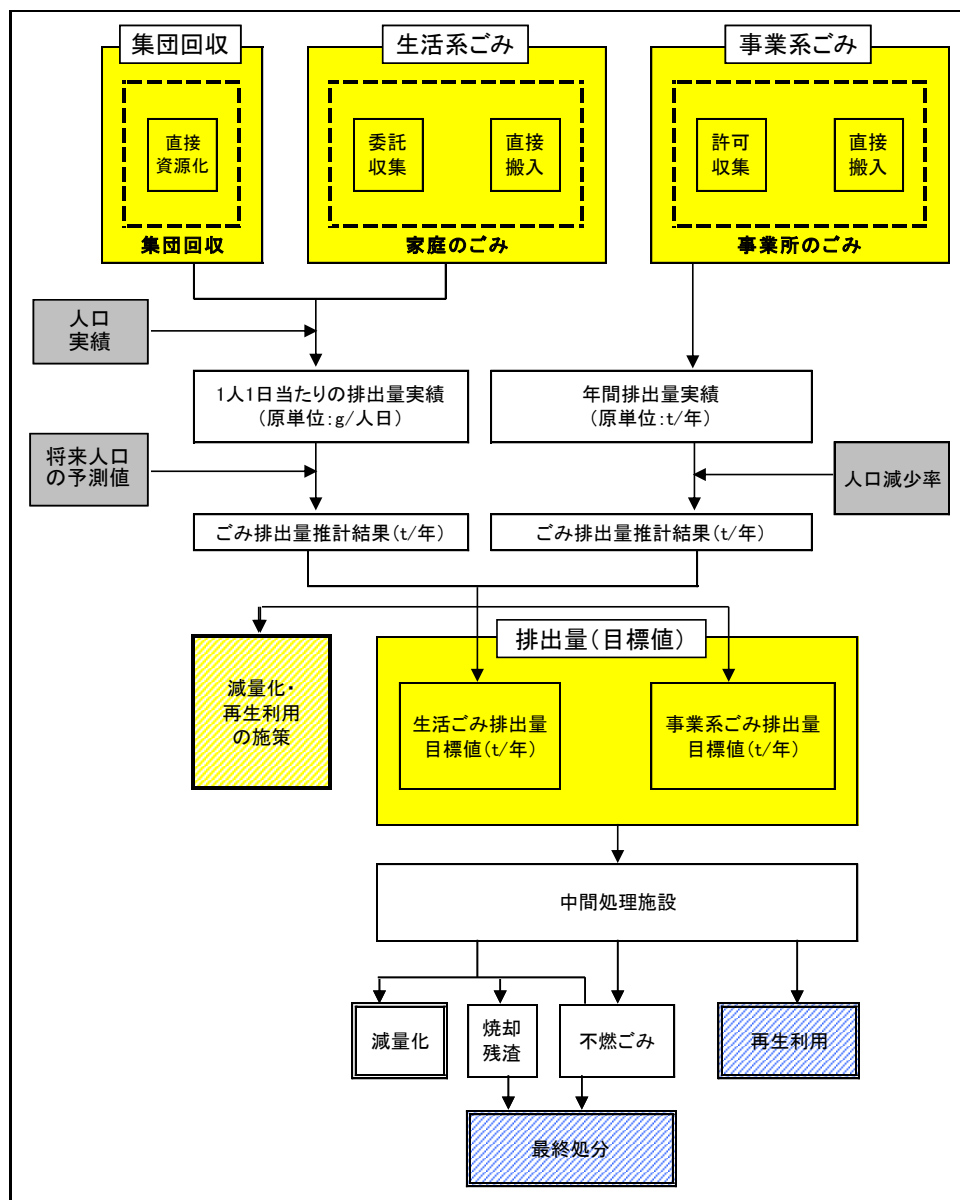
3.ごみの発生量および処理量の見込み

(1) ごみの分類および処理の考え方

本市から排出される一般廃棄物（ごみ）は、本市が委託する業者の収集によって集められたごみ及び市民が直接施設に搬入する「生活系ごみ」と、事業者が直接又は許可業者に依頼して施設へ搬入する「事業系ごみ」、また民間団体による集団回収によって直接資源化業者へ引き渡す「集団回収」に分類される。

本計画では、生活系ごみ、事業系ごみ、集団回収ごとに将来推計を行い、将来の計画ごみ量を設定する。（※ただし、集団回収については、市が「古紙回収団体補助金」の交付を通して把握している回収量のみとする。）

図 4-3-1 ごみの分類および処理の考え方



(2) ごみの発生量の推計方法

	項目	内容
家庭系ごみ	比較の方法	一般家庭から排出される生活系ごみの発生量の推計方法は、人口の増減と相関関係があることから、平成25年度の1人1日当たりの排出量（原単位：g／人・日）を基準に推計を行う。
	対象となるごみの種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみ（有害ごみ、金属類、廃家電品）
事業系ごみ	比較の方法	事業所から排出される事業系ごみの発生量は、事業所数の増減およびその規模が推計できないなどのことから、1事業所当たりの排出量を推計できないため、人口の増減に連動して推移すると仮定し、平成25年度実績を基準に推計を行う。
	対象となるごみの種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、その他ごみ（金属類、廃家電品）、粗大ごみ（木材チップ）
集団回収	比較の方法	集団回収の推計方法は、市に登録のある古紙回収団体から報告のあった回収量を基にして、平成25年度の1人1日当たりの排出量（原単位：g／人・日）を基準に推計を行う。
	対象となるごみの種類	古紙類

原単位の算出方法

$$\text{原単位 (g／人日)} = \frac{\text{排出ごみ量 (t／年)}}{\text{人口 (人)} \times 365 \text{ (日)}} \times 1,000,000$$

※「集団回収」量も、原則、「排出ごみ量」に含むものとする。

(3) ごみ発生量推計値の考え方

1) 考え方

計画期間中における将来のごみ発生量推計値は、次の考え方に基づき行った。

○可燃ごみ

- ア 生ごみの資源化目標を反映した推計値
- イ 雑がみの資源化目標を反映した推計値
- ウ 告示産廃（解体ごみ）受入れ中止を反映した推計値

○不燃ごみ

- ア 告示産廃（解体ごみ）受入れ中止を反映した推計値

○資源ごみ

- ア 生ごみの資源化目標を反映した推計値

○古紙回収

- ア 雑がみの資源化目標を反映した推計値

2) 推計方法（生ごみの資源化による可燃ごみの削減量）

- H22～23 年度に実施したバイオマス地域利活用高度化調査事業の結果、生ごみ資源化量は「234 g / 世帯・日」であった。この事業の参加者数から得られた「75.7g/人・日」を、将来推計値に反映した。
- 平成 25 年度に設置された「京丹後市生ごみ資源化・ゼロエミッション推進検討委員会」では、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間で、次表のとおり生ごみ分別世帯を拡大することが提言された。

生ごみ拡大世帯数の考え方(ゼロエミ委員会からの提言をもとに推計)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
世帯数	500世帯	1,000世帯	5,000世帯	10,000世帯	22,510世帯
構成比	2.2%	4.4%	22.2%	44.4%	100.0%
計算方法	H26年度 推計人口 × 2.2%	H27年度 推計人口 × 4.4%	H28年度 推計人口 × 22.2%	H29年度 推計人口 × 44.4%	H30年度 推計人口 × 100%

3) 推計方法（雑がみの資源化による可燃ごみの削減量）

平成 24 年度に実施した市民課職員の家庭における雑がみ排出量調査において、家庭系可燃ごみに占める雑がみの割合は「8.5%」であった。今後の啓発により、可燃ごみから雑がみ資源化への移行が平成 27 年度から段階的に進むと見込み、次表のとおり採用した。

H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
1.7%	3.4%	5.1%	6.8%	8.5%

4) 推計方法（告示産廃（解体ごみ）受入れ中止による可燃ごみの削減量）

○可燃ごみ 541 ト/年（H25 年度の持ち込み実績量）

○不燃ごみ 809 ト/年（H25 年度の持ち込み実績量）

《留意点》

○集団回収（古紙回収）について

本市における集団回収（古紙回収）は、市内で発生する廃棄物の 10%程度を占めている。自治体の中には、古紙回収団体による回収量を把握していないところも多くあるが、ごみ排出量に古紙を「含む・含まない」により、「排出量」や「資源化率」には大きな違いが生じることになる。国が示す「ごみ処理基本計画の策定指針」では、「含む」こととされているが、実際に国・府から求められる調査等には、その両方の場合があり、また、本市の「第 1 次計画」及び「平成 23 年度第 2 次計画案」では、「含まない」数字を採用していたことも考慮し、本計画においては、集団回収（古紙回収）を「含む場合」、「含まない場合」の両方で試算することとする。それにより、データ上、次のような影響が出る。

◆ごみ排出量の削減率（H25→H41）

集団回収（古紙回収）を含まない・・・27.8%

集団回収（古紙回収）を含む・・・24.2%

◆リサイクル率（H41）

集団回収（古紙回収）を含まない・・・15.6%

集団回収（古紙回収）を含む・・・27.6%

（4）計画ごみ量の将来推計結果

前述の「考え方」を踏まえ、計画ごみ量の将来推計結果を表 4-3-1 に示す。

表 4-3-1 計画ごみ量の将来推計結果

		(単位:t)						
		H22	H23	H24	H25	H31	H36	H41
A	人口(人)	60,784	60,070	59,633	58,881	54,492	50,675	46,885
B	可燃ごみ	16,619	16,904	18,897	18,808	14,491	13,477	12,469
C	削減率(対平成25年度比)	-	-	-	-	-23.0%	-28.3%	-33.7%
D	生活系可燃ごみ	10,967	11,156	11,961	11,538	10,678	9,930	9,187
D	生活系可燃ごみ	10,967	11,156	11,961	11,538	8,264	7,686	7,111
E	削減量(生ごみ)	-	-	-	-	1,506	1,400	1,295
F	削減量(紙類)	-	-	-	-	908	844	781
G	事業系可燃ごみ	5,652	5,748	6,936	7,270	6,227	5,791	5,358
H	告示産廃(可燃)	332	328	536	541	501	466	431
I	不燃ごみ	4,498	5,175	4,340	4,366	3,292	3,061	2,832
J	削減率(対平成25年度比)	-	-	-	-	-24.6%	-29.9%	-35.1%
K	家庭系不燃ごみ	1,746	1,998	1,764	1,749	1,619	1,505	1,393
L	事業系不燃ごみ	2,752	3,177	2,576	2,617	1,673	1,555	1,439
M	告示産廃(不燃)	360	577	701	809	749	697	645
N	資源・有害ごみ	1,898	1,856	1,999	1,930	3,292	3,061	2,831
O	古紙回収	3,129	3,125	2,978	2,790	3,490	3,245	3,003
P	総排出量	26,144	27,060	28,214	27,894	24,565	22,844	21,135
Q	削減率(対平成25年度比)	-	-	-	-	-11.9%	-18.1%	-24.2%

(5) ごみ減量化目標値の設定

1) ごみ排出量(減量化率)

国は、排出量を平成19年度実績に対し平成27年度で「約5%」削減することを達成目標としている。

京都府は、排出量を平成22年度に対し平成32年度で「19.5万トン/年」削減することを達成目標としている。

総合計画では、ごみの排出量を平成36年度で22,844 t/年(平成25年度比△18.1%)とすることを達成目標としている。

表 4-3-2 ごみ排出量(国、府、総合計画)

	基準年度	目標年度	削減目標値
国	H19	H27	約5%削減
京都府	H22	H32	90万t/年→70.5万t/年
総合計画(案)	H26	H36	18.1%削減

本計画では、国・京都府・総合計画で示されている目標数値を踏まえ、直近の平成25年度のごみ排出量を基に推計した予測値から、以下のとおり削減する目標設定をする。

表 4-3-3 年間排出量（集団回収を含む）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
年間総排出量(古紙含む)	27,894 t	24,565 t	21,135 t
基準年(H25)からの削減量		3,329 t	6,759 t
基準年(H25)からの削減率		-11.9 %	-24.2 %

表 4-3-4 年間排出量（集団回収を除く）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
年間総排出量(古紙除く)	25,104 t	21,075 t	18,132 t
基準年(H25)からの削減量		4,030 t	6,972 t
基準年(H25)からの削減率		-16.1 %	-27.8 %

【参考：上記目標値を「1日1人あたり排出量に換算した場合】

表 4-3-5 1日1人あたりの排出量（集団回収を含む）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
1日1人あたり(古紙含む)	1297.9 g	1235.1 g	1235.0 g
基準年(H25)からの削減量		63 g	63 g
基準年(H25)からの削減率		-4.8 %	-4.8 %

表 4-3-6 1日1人あたりの排出量（集団回収を除く）の目標

	平成 25 年度	平成 31 年度	平成 41 年度
	(基準年度)	(中間目標年度)	(目標年度)
人口	58,881 人	54,492 人	46,885 人
1日1人あたり(古紙除く)	1168.1 g	1059.6 g	1059.5 g
基準年(H25)からの削減量		109 g	109 g
基準年(H25)からの削減率		-9.3 %	-9.3 %

2) 再生利用率（リサイクル率）

国は、再生利用率を平成 27 年度で「約 25%」とすることを達成目標としている。
 京都府は、再生利用率を平成 32 年度で「約 18%」とすることを達成目標としてい

る。総合計画においては、再生利用率を平成 36 年度で「27.6%」とすることを達成目標としている。

表 4-3-7 リサイクル率（国、府、総合計画）

	目標年度	削減目標値
国	H27	約 25 %
京都府	H32	約 18 %
総合計画	H36	27.6 %

本計画におけるリサイクル率の目標値は、生ごみ分別、雑がみ分別、集団回収の推進などにより、平成 31 年度までにリサイクル率 27.6%までの向上を目指し、目標年度である平成 41 年度まで維持することとする。なお、近年における資源ごみ（PET ボトル、プラスチック類）は、製品本体の軽量化が行われていることに考慮する。

再生利用率：27.6 %

表 4-3-8 リサイクル目標値

	平成 25 年度 （基準年度）	平成 31 年度 （中間目標年度）	平成 41 年度 （目標年度）
再生利用率 （古紙含む）	16.9 %	27.6 %	27.6 %
再生利用率 （古紙除く）	7.7 %	15.6 %	15.6 %

3) 焼却処理量

国、京都府は、焼却処理量の設定はしていない。

本計画では、紙ごみの分別、食品系廃棄物の再利用などにより焼却量の抑制を図るため、直近の平成 25 年度のごみ排出量を基準とし、中間目標年度の平成 31 年度において「23.0%減」、計画目標年度の平成 41 年度において「33.7%減」と段階的に削減するよう設定する。

※なお、焼却量については、第 1 次計画では「乾ベース（ごみ貯留ピットから焼却炉へ投入する量）」で統計がとられていたが、本計画では、国の考え方によって「湿ベース（施設への搬入量）」に変更しているため、見た目上は数%「増加」となる。

表 4-3-9 焼却量目標値

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 31 年度 (中間目標年度)	平成 41 年度 (目標年度)
焼却処理量	18,808 t	14,491 t	12,469 t
削減率	-	23.0 %減	33.7 %減

4) 最終処分量削減率

国は、最終処分量を平成 19 年度実績に対し平成 27 年度で「約 22%」削減することを達成目標としている。

京都府は、最終処分量を平成 22 年度実績に対し平成 32 年度で「約 23%」削減することを達成目標としている。

表 4-3-10 最終処分量目標値 (国、府)

	基準年度	目標年度	削減目標値
国	H19	H27	約 22 %削減
京都府	H22	H32	12 万 t/年→9.2 万 t /年
総合計画	—	—	

本計画では、国・京都府で示されている目標数値を踏まえ、直近の平成 25 年度の最終処分量を基準とし、中間目標年度の平成 31 年度において

「24.1%減」、計画目標年度の平成 41 年度において「34.7%減」と段階的に削減するよう設定する。なお、総合計画における最終処分量の設定はされていない。

表 4-3-11 最終処分量目標値

	平成 25 年度 (基準年度)	平成 31 年度 (中間目標年度)	平成 41 年度 (目標年度)
最終処理量	7,464 t	5,669 t	4,871 t
削減率	-	24.1 %減	34.7 %減

(参考) 廃プラスチック類の焼却処理について

平成 17 年 5 月、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(平成 13 年環境省告示第 34 号)が、改正の上、告示された。

この方針は、平成 17 年 2 月に中央環境審議会より「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」につき意見具申されたこと等を受け、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項に基づき、環境大臣が定める基本方針の一部を改正したもの。

この方針の中で、一般廃棄物の処分の最適な方法の例示として、廃プラスチック類について、まず発生抑制を、次に再生利用を推進し、なお残るものについては直接埋立を行わず、熱回収を行うことが適当であるとしている。

4. ごみ減量化・再生利用促進施策

ごみの減量化、再資源化は、市民・事業者・行政の3者が一体となって、4R「リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）」を推進する。

(1)市民の役割

市民の役割としては、自らがごみの排出者であることの自覚を持ち、ごみを発生させない、ごみを出さない工夫を行うことが求められる。

①リフューズ（購入拒否）

- ・買い物袋を持参し、レジ袋を断る。
- ・過剰包装や不要な包装を断る。
- ・弁当などの購入の際には、割り箸・スプーンなどを断る。

②リデュース（発生抑制）

- ・食材の買い過ぎや作りすぎに注意する。
- ・安いからといってむやみに物を買わない。使う物、使う量だけ購入する。
- ・使い捨て商品より長く使えるものを購入する。
- ・コンポストによる生ごみ堆肥化等、適正な自家処理に努める。

③リユース（再使用）

- ・洗って何度も使えるリターナブル容器のものを購入する。
- ・壊れたものはできる限り修理して使う。
- ・古くなった木綿製品などは、家庭で雑巾として再利用する。

④リサイクル（再生利用）

- ・「エコマーク」など環境ラベルのついた商品を購入する。
- ・ごみの分別ルールを守り、資源回収に協力する。

(2)事業者の役割

事業者の役割としては、ごみを発生させない、再生しやすい商品の開発や販売を行い、積極的な資源回収への協力を行うことが求められる。

①リフューズ（購入拒否）

- ・商品の過剰包装を抑制・自粛する。

②リデュース（発生抑制）

- ・製品の長寿命化・省資源化に関する開発を行う。
- ・廃棄物がなるべく出ない生産工程、製品等への改善を行い、廃棄物発生量の削減に

努める。

- ・コピー用紙の両面使用などを行い、オフィスでの紙ごみの発生量を削減する。

③リユース（再使用）

- ・詰替商品の販売を促進する。

④リサイクル（再生利用）

- ・再生原料使用商品の販売を促進する。
- ・古紙類については、古紙再生資源業者などへの引取りを委託し、資源化に努める。
- ・食品残渣のリサイクルに努める。

(3) 行政の役割

行政の役割としては、4Rの推進に向けた行動を率先して行うとともに、市内における循環型社会の形成を推進するために必要な施策の展開、啓発等を行うことが求められる。

- ・コピー用紙の両面使用などを行い、庁舎内での紙ごみの発生量を削減する。
- ・グリーン購入を市が率先して行い、庁舎内でのリサイクル商品の利用を推進する。
- ・市広報誌やホームページを活用した定期的な情報発信や、職員まちづくり講座や処分場見学会などの様々な機会を活用した環境教育活動を積極的に推進し、市民、事業者に対して量・質共に訴求力のある4R啓発事業を展開する。
- ・多量排出事業者の把握に努めるとともに、事業者に対する排出抑制・資源化等に関する指導を行う。
- ・集団回収等、地域の取組みに対する助成を必要に応じて行う。
- ・効率的なごみ処理システムの構築を図るための施策の検討を行う。
- ・その他リサイクルの推進、廃棄物の排出抑制策につながる施策の検討を行う。

(4) 市民・事業者・行政の協働取組

市民・事業者・行政の3者が一体となって、4Rを推進する。

- ・市民、事業者、行政のそれぞれが行う4R推進のための取組みに3者それぞれが協力しあう。
- ・4R推進に向けた情報共有や意見交換などが出来る環境づくりを進める。

(5) 各種リサイクル関係法令の適用

①資源有効利用促進法

平成13年4月1日から本法に基づき、事業系パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）については製造事業者と輸入販売事業者に対して自主回収と再資源化が義務付けられている。

また、家庭系パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。）についても、平成15年10月から製造事業者と輸入販売事業者に対して自主回収と再資源化が義務付けられた。

小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次電池、小形シール鉛蓄電池）については電池の製造事業者と輸入販売事業者や、電池使用機器の製造事業者と輸入販売事業者に対して、自主回収と再資源化が義務付けられている。

本市では、小型家電リサイクル法の施行に伴い、表 4-4-1 のとおり、パソコンについては、小型家電回数ボックスによる回収、パソコン各メーカーによる回収を利用、またはパソコン3R 推進センターの回収を利用することとする。

小型二次電池については、排出者自身が製造事業者、輸入・販売事業者等による自主回収を利用することとし、市は市民等に対しパソコンリサイクルの仕組み、小型二次電池回収箱の設置箇所、排出方法などの広報啓発活動を行うこととする。

表 4-4-1 パソコン及び小型二次電池の排出方法

品名	排出方法
パソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン各メーカーの回収または、パソコン3R推進センターの回収を利用する。 ・市の小型家電回収ボックスを利用する。
小型二次乾電池	<ul style="list-style-type: none"> ・小型二次電池の回収箱（リサイクルBOX）による回収を利用する。

②容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

本市では、廃棄物処理法に規定された容器包装廃棄物に対して、京丹後市分別収集計画を策定し、計画的に容器包装廃棄物の分別収集を行っている。京丹後市分別収集計画の見直しは3年ごとに行うこととする。

引き続き同計画に従い、計画的な容器包装廃棄物の分別収集を行っていくこととするが、さらに紙箱や包装紙などの「その他の紙製容器包装」を含め、容器包装の分別収集の拡大について検討していくこととする。

③家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

家電リサイクル法では、家電リサイクル法対象品（エアコン、ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、小売業者による引取りと製造業者など（製造業者、輸入業者）による再商品化など（リサイクル）が義務付けられている。また、消費者（排出者）は、家電リサイクル法対象品を廃棄する際、収集運搬料金とリサイクル料金を支払うことなどが定められている。

本市では、家電リサイクル法対象品の排出時には、排出者自身が家電販売店などに引取りを依頼することとする。

④食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）

食品リサイクル法では、食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売業者、飲食店など

で発生する食品廃棄物について、事業者による発生抑制・減量化・再生利用などを促進することが示されている。

本市では、事業系食品残渣の排出状況の把握に努め、事業者に対する情報の提供を行うとともに、京丹後市エコエネルギーセンター等を活用した事業系食品残渣の再生利用を促進していく。

⑤建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

建設リサイクル法では、一定規模以上の建設工事について、分別解体や再資源化などを行うことを義務付けている。

本市では、分別解体や再資源化が推進されるよう、事業者に対する情報の提供、啓発を行うこととする。

⑥自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車リサイクル法では、使用済自動車（廃車）から出る有用資源をリサイクルして、環境問題への対応を図るために、自動車メーカーがリサイクルの責任を果たすこととなっている。また、自動車所有者は、使用済自動車を引取り業者に引渡し、リサイクル料金を支払うことなどが定められている。

また、二輪車については、国内メーカー4社と輸入業者12社による「二輪車リサイクルシステム」が自主的に取り組まれており、二輪車所有者は、使用済みとなった二輪車を引取り業者に引渡し、リサイクル料金を負担するシステムとなっている。

本市では、使用済自動車及び使用済自動二輪車の排出時には、排出者自身が引取り業者に引取りを依頼することとする。

⑦小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）

本市では、平成25年11月～翌年2月実施の「環境省・実証事業」を契機に平成26年3月以降、市各庁舎、図書館・地域公民館、廃棄物処理施設に小型家電回収ボックスを設置し、拠点回収を行っている。当初の目標量を上回るペースで回収ができていることから、当面、この回収方法を継続することとするが、回収量の推移を検証しつつ、必要に応じて回収方法の見直しも検討することとする。

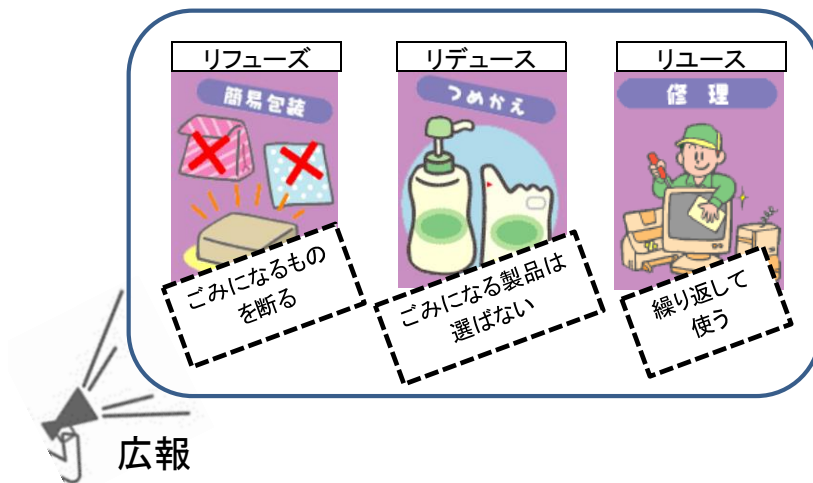
(6)減量化・再生利用促進施策

①4Rのうち“3つのR”の推進によるごみの発生量の削減

本計画では、「再生利用率の向上」を目標値達成の“柱”として掲げているが、環境負荷の低減には、ごみの発生量そのものを削減することが必要である。

そのためには、市民及び事業者が、日々の生活や事業活動の中で、4Rのうち、まずは“ごみを手に入れない・発生させない”ための3つのR「リフューズ（購入拒否）」、「リデュース（発生抑制）」、「リユース（再使用）」を実践していくことが最も重要となる。市民や事業者が、活動時において常に“排出者としての自覚”と“3つのR実践の

意識”を持ち続けることができるよう、行政は繰り返し啓発等を行なうこととする。



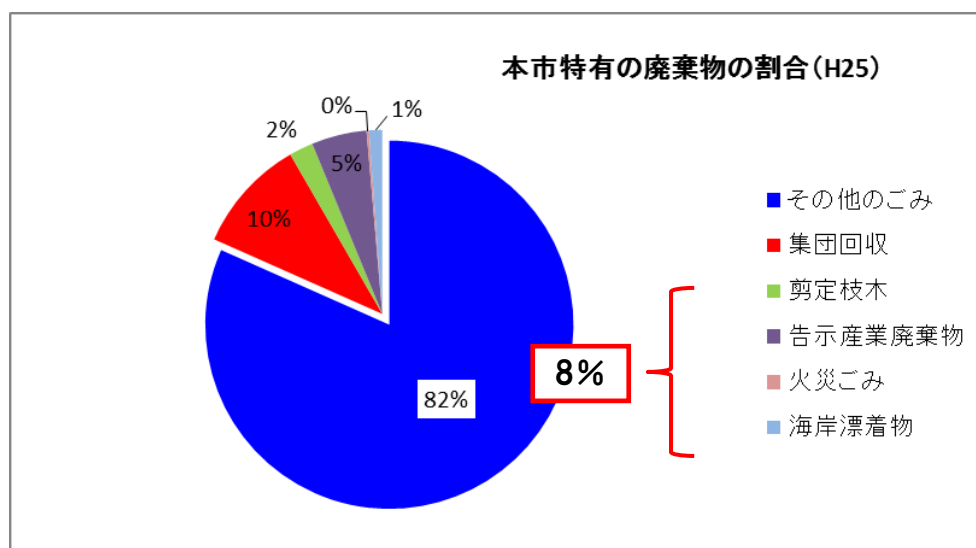
1) ごみ発生量削減の検証

3つのR「リフューズ」、「リデュース」、「リユース」実践の広報強化によるごみ排出量削減の効果については毎年検証を行うこととするが、その方法については、次の点に留意しつつ行うこととする。

2) 検証上の留意点

本市の場合、他の自治体に比べ、図4-4-1にあるとおり、「剪定枝木」、「告示産廃」、「火災等解体ごみ」、「海岸漂着物」といった、事業系の廃棄物まで広く受入処理を行っていることから、統計上、排出量（処理量）全体が押し上げられるという実態がある。これらのごみは、市民一人一人の発生抑制努力の及ぶものではないことから、検証を行うにあたっては、これらのごみを除いたうえで人口で案分し、「市民1人・1日あたりの排出量」として検証を行うこととする。

図4-4-1 本市特有の受け入れ処理廃棄物



3) 取組効果の目安

前述3-(5)-1)で掲げたごみ排出量(減量化率)目標値とは別に、当面の間「1人1日あたり1,000g」を「目安」として置き、ごみ排出量削減に取り組むこととする。

ごみ排出量削減状況を検証するうえでの「目安」

1人1日あたり 1,000グラム

②分別の徹底

現在の資源ごみの分別方法は、合併前の平成14年4月から実施しており12年間が経過する中で、市域全体として分別は定着しているものと考えられるが、頻繁に転入がある地域もあることから、地域の実情に合わせて引続き分別方法等の広報が必要と考えられる。

また、不燃ごみについては、収集物の中に空きカン・空きビンなど再資源化可能なものの混入が見受けられるため、適正分別に向けた広報啓発を継続的に行う必要がある。

③分別収集品目の見直し

峰山クリーンセンターにおける平成25年度の可燃ごみのごみ組成分析によると、約49.0%が「紙・布類」であり、約11.7%が「厨芥類」となっている。これらは、資源化可能なごみであることから、雑がみ及び生ごみの分別処理を拡大していくことで、焼却量の抑制、最終処分量の削減を図る。

また、硬質プラスチックは直接埋立を行っているが、リサイクルの向上と最終処分量の削減を目的として、収集品目の見直しを行う。

表 4-4-2 ごみ組成分析

	測定年月日	ごみの種類・組成					
		紙・布類	脂、ビニール、ゴム、皮合成類	木、竹、わら類	厨芥類	不燃物類	その他
		単位	%	%	%	%	%
平成25年度	H25. 6. 6	23.5	10.1	54.9	8.0	0.0	3.5
	H25. 9. 6	59.7	14.8	17.8	6.7	0.0	1.0
	H25. 12. 25	56.9	16.2	6.0	17.8	1.6	1.5
	H26. 3. 7	56.0	14.8	7.5	14.4	4.3	3.1
総平均値		49.0	14.0	21.5	11.7	1.5	2.3

④その他の資源化施策

本計画における再生利用率目標「27.6%」は、計画対象期間の最初の5年間で達成を目指すこととしているが、それ以後も、主に次の点を中心施策として想定し、不断の取り組みを推進していくこととする。

- 1) 硬質廃プラスチック類の資源化に向けた外部持ち出し処理
- 2) なべ、やかん等小型の金属類の分別収集
- 3) 古着類の資源化に向けた分別排出の検討
- 4) 下水道及びし尿汚泥の資源化に向けた研究

5. 分別排出計画

(1)家庭系一般廃棄物

現在、家庭系ごみについては、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ」、「有害ごみ」の4種に分別し収集を行っている。このうち、「資源ごみ」については、「空きカン」、「空きビン（無色・茶色・その他色）」、「ペットボトル」、「その他プラスチック容器包装類」の分別収集を行っている。

一方、施設への直接搬入を行う場合は、前述の分別収集区分に加えて、「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」、「発泡スチロール（大量に排出する場合のみ）」の分別を行うこととしている。

今後は、再資源化率の向上と最終処分量の削減を目的に、特に以下の項目について積極的に取り組むこととする。

- ・生ごみの分別
- ・雑がみの分別（例：菓子箱、ティッシュ箱、包装紙など）
- ・容器包装を除くプラスチック類の分別及び処理の検討（例：バケツ、収納用ボックスなど）
- ・小型廃家電の分別（例：携帯電話、パソコン、デジタルカメラ、ゲーム機など）
- ・金属類の分別（例：なべ、やかん、フライパンなど）

(2)事業系一般廃棄物

事業系ごみは、排出者が市の処理施設に排出しようとする際は、家庭系一般廃棄物の分別区分に準じて、事業者自ら運搬することとする。ただし、市の許可を得た一般廃棄物収集運搬業者（許可業者）に委託することができる。（※①）

また、食品の卸売・小売業者、飲食店などから発生する生ごみで、メタン発酵処理が可能な食品廃棄物については、京丹後市エコエネルギーセンターでの資源化に努める。

市は、事業系ごみの排出実態の把握に努め、多量排出事業者に対する減量化指導を推進していくこととする。

※①一般廃棄物収集運搬業の許可（法第7条第1項）について

市域における一般廃棄物の排出量は年々減少傾向にあり、本許可業者による持込み量も大きな増加は見受けられないことから、現行の業者数で十分充足していると考えられる。

一般廃棄物処理業は本来自由競争にさらされる性質の業務でないことに鑑み、また過当な競争による一般廃棄物の不適切な処理を防ぐことを目的に、一般廃棄物の収集運搬業については、特段の事由が認められない限り、当面の間は、原則、新規許可は行わない。

ただし、国の通知「建築物の解体時における残置物の取扱いについて」（平成26年2月3日付環廃産発第1402031号）に基づき、建築物の解体時に該当建築物の所有者等が残置した廃棄物の運搬を行う場合に限り引き続き一般廃棄物収集運搬業許可を行うものとする。

(3) 告示産業廃棄物（一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物）

本市では、条例により、「一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障を生じない範囲において、一般廃棄物と併せて処理する」として、産業廃棄物である家屋等の解体ごみ等についても、「告示産業廃棄物」として受け入れ処理を行ってきた。

しかしながら、近年、これらのごみが急増し、一般廃棄物の処理及び処理施設の機能に支障を生じてきたことから、平成26年6月末をもって受け入れを中止した。

ただし、災害ごみ、海岸漂着ごみ等については、引き続き告示産業廃棄物として受け入れることとする。

(4) 医療廃棄物及び適正処理困難物

① 医療廃棄物

近年、在宅医療行為の増加に伴い、これまでの医療機関等からのみでなく、一般家庭からも点滴バッグや注射器等の医療廃棄物が排出される状況にある。このため、収集運搬、処理処分に従事する作業員への危険性が懸念されることから、注射針や感染性を有するおそれのある廃棄物については、医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ちこみ処理することとする。

一方、病院・診療所等から発生する感染性廃棄物については、専門の許可業者による収集運搬、処理処分を行うこととする。

② 適正処理困難物

廃棄物処理法に基づき環境大臣が指定した適正処理困難物（廃タイヤ、テレビ、冷蔵庫）については、本市の処理施設では受け入れを行わないものとする。その他、本市における適正処理困難物として表4-5-1に示す品目については、市による収集運搬、

処理処分を行わず、販売店、購入店、専門業者での引取りを依頼することとする。

表 4-5-1 適正処理困難物

区分	品目
各種リサイクル法対象品目	ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマ式テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
	パソコン（小型電子機器としてのみ受入れ）
	自動車（部品含む）
	オートバイ（部品含む）
危険物（引火性）	廃油、その他引火性の溶剤など
危険物（爆発性）	ガスボンベ（カセットボンベを除く）、消火器
危険物（有害性）	医療廃棄物、毒薬、劇薬（農薬、肥料を含む）
その他処理困難物	廃タイヤ（ホイール含む）、大型農業用機械（部品含む）、バッテリー、ピアノ（電子ピアノを除く）、耐火金庫、ボイラ等の給湯器、廃船、太陽熱温水器、ソーラーパネル

6. ごみ処理計画・施設計画

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬については、以前、旧町ごとに収集回数が異なっていたが、平成 22 年度から全市域統一し収集を行っている。今後も環境・衛生面に配慮しつつ、効率的な収集運搬に努める。

また、事業系ごみは、排出者自らが運搬処理を行うこととする。

(2) 中間処理計画

① 中間処理に関する目標

中間処理については、峰山クリーンセンターでの焼却処理及びリサイクルプラザでの資源化処理が行われている。今後も、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、搬入されたごみについては適正処理を行うこととする。

同施設の使用期間については、施設周辺地区の合意が得られたことから、平成 29 年度から 15 年間延長し、平成 43 年度までとする。これに伴い、長寿命化に向けた基幹的設備改良工事を予定することとし、想定されるスケジュールを表 4-6-1 に示す。

また、通常、ごみ処理施設の整備は調査・計画段階を含めて 5 箇年以上必要と考えられることから、平成 44 年度以降の時期施設の整備についても、計画的に検討していくことが求められる。想定される整備スケジュールを表 4-6-2 に示す。

表 4-6-1 峰山クリーンセンター基幹的設備改良工事の予定（案）

項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1 一般廃棄物処理基本計画策定	[Purple bar from H26 to H27]						
2 長寿命化計画策定			[Purple bar from H28 to H29]				
3 改良工事設計業務				[Green bar from H29 to H30]			
4 基幹的設備改良工事					[Green bar from H30 to H31]		
5 改良工事設計・施工監理業務					[Green bar from H30 to H31]		[Blue arrow from H31 to H32]
6 循環型社会形成推進地域計画		[Green bar from H27 to H32]					

循環型社会形成推進交付金事業 対象外
 循環型社会形成推進交付金事業 対象内

表 4-6-2 次期焼却施設整備の想定されるスケジュール

	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44
基本構想	[Black bar from H36 to H37]								
施設基本計画・測量・地質調査			[Black bar from H38 to H40]						
環境影響調査				[Black bar from H39 to H40]					
基本設計					[Black bar from H40 to H41]				
実施設計・許認可申請						[Black bar from H41 to H42]			
整備工事							[Black bar from H42 to H43]		供用開始

②中間処理の方法

可燃ごみ（可燃性粗大ごみ含む）は、ごみ処理施設（峰山クリーンセンター）にて焼却処理を行い、資源ごみは、リサイクルプラザにて選別・圧縮処理などを行う。

メタン発酵処理が可能な食品廃棄物については、京丹後市エコエネルギーセンターでの資源化に努める。

(3)最終処分計画

①最終処分に関する目標

直接埋立の見直しおよび既に埋めたてられている廃棄物の再処理など施設の延命化に向けた最終処分量の削減を推進するとともに、次期施設の計画的な整備についても検討していく。

②最終処分の方法

現在、峰山・大宮・網野・久美浜の4箇所に最終処分場を有している。平成25年度

の最終処分量のうち約 58.5%（重量ベース）が不燃ごみの直接埋立となっている。そのことから不燃ごみの直接埋立方法の見直しを検討していく。

表 4-6-3 最終処分量の内訳

最終処分量	不燃ごみ直接埋立量	焼却残渣
7,465 t	4,366 t (58.5%)	3,099 t (41.5%)

③開設曜日、開設日数の変更

ごみ処理事業の効率化と利用機会の不均衡是正を目的に、平成 26 年 4 月から、これまで施設ごとに異なっていた開設日の変更を行った。

④次期施設の整備計画

既存 4 か所の最終処分場の埋立進捗状況について、平成 25 年 7 月に簡易測量を行ったところ、埋立容量の 44%~65%が埋立済みという結果（表 4-6-4）であった。これにより、仮に現行の埋立状況のまま推移した場合、いずれの施設も埋立終了予定年限より 3~11 年間（平成 31 年度~41 年度まで）の延長活用が見込めることになる。

しかしながら、際限なく発生が予想される海岸漂着ごみ、あるいは近年、突発的に発生する豪雨や巨大化した台風などによる不測の大量発生ごみも懸念されることから、早期に次期施設の整備も検討していく必要がある。仮に、次期施設を平成 35 年度に供用開始するとした場合の、通常考えられる最終処分場の施設整備スケジュール（案）を表 4-6-5 に示す。

表 4-6-4 最終処分場簡易測量結果（平成 25 年 7 月実施）

現行の各最終処分場の予定使用年数と残余年数				
	峰山最終処分場	大宮最終処分場	網野最終処分場	久美浜最終処分場
①使用開始年度	平成13年度	昭和57年度	平成14年度	平成17年度
②使用予定年限	平成27年度 (15年間)	平成34年度 (41年間)	平成28年度 (15年間)	平成26年度 (10年間)
③埋立容量(m ³)	43,000 m ³	86,300 m ³	75,000 m ³	24,800 m ³
④既埋立率(%) (簡易測量の結果)	56 %	65 %	64 %	44 %
⑤埋立残余年数	平成25年度を含めて あと10年間使用可能 (平成34年度まで)	平成25年度を含めて あと17年間使用可能 (平成41年度まで)	平成25年度を含めて あと6年間使用可能 (平成31年度まで)	平成25年度を含めて あと13年間使用可能 (平成37年度まで)

※⑤「埋立残余年数」は、供用開始～H24年度までの埋立実績(m³)を、使用年数で除して「1年あたり埋立量」を出し算出した。

表 4-6-5 H35 年度供用開始の場合の施設整備スケジュール（案）

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
①基本構想									
②施設基本計画・測量・地質調査									
③環境影響調査									
④基本設計									
⑤実施設計・許認可申請									
⑥整備工事									供用開始

7. その他の方針

(1) 廃棄物減量等推進審議会

本市の廃棄物減量等推進審議会は、一般廃棄物の減量及び処理に関する事項について、市長の諮問に応じ調査及び審議するものであり、市民、事業者、識見を有する者その他適当と認める者のうちから委員を委嘱するものである。

ごみ減量化などの施策の実施については、市民生活に密接な関係があり、また市民、事業者の協力なくして施策を推進することは困難である。

したがって、今後ごみ処理に関する重要案件については本審議会に諮問し、市民や事業者などへのごみ処理に対する理解と信頼を深めるよう努めるものとする。

(2) 廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量及び適正な処理に関し、熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができることとなっていることから、必要に応じてその委嘱について検討する。

(3) 災害時などにおける広域的処理に関する事項

近年、気候変動や異常気象等が原因と考えられる突発的な集中豪雨や巨大化した台風等が頻発している。市単独あるいは通常の処理体制では対応できないような廃棄物の一時多量発生が懸念されることから、一時仮置き場の想定のほか、近隣市町との共同処理体制の確立に努めることとする。

(4) 不法投棄対策

京都府における不法投棄等特別対策と連動し、不法投棄等撲滅京都府民会議など関係団体との連携を持ちながら、市民・事業者に対する啓発、違法行為の情報収集・分析、

監視パトロールの強化、行為の中止・改善指導などを強めるとともに、市民・事業者・行政の協働により不法投棄を許さない地域づくりと早期発見通報体制の確立を目指す。また、各種団体等が行うボランティア回収等へも、用具の貸出し、受入施設の臨時開設等、行政として積極的に支援を行うこととする。

(5)その他

適正なごみ処理を遂行することは重要な行政目標のひとつである。このため、他の関連部署や関係機関との連携を強化し、協力、理解を深めるとともに、市民の生活・活動に根差したごみ処理施策を検討し、円滑な推進を図る。

また、積極的に廃棄物処理に関する計画や目標を積極的に情報公開し、環境教育、活動支援など、市民・事業者・行政が一体となった廃棄物処理を進めていくこととする。